

## 災害時における相互協力に関する協定書

久喜市と鷺宮ガス株式会社は、久喜市地域防災計画に基づき、災害時における都市ガス供給等の相互連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、大規模な地震・火災・風水害等重大な災害や事故が発生した場合（以下「災害時」という。）における都市機能回復のための復旧工事のほか応急対応に対する久喜市と鷺宮ガス株式会社の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (情報の提供)

第2条 久喜市及び鷺宮ガス株式会社はそれぞれ早期の状況把握に努めるとともに、必要な災害情報を共有するものとする。

2 久喜市は、建物・道路の被害状況を鷺宮ガス株式会社に提供するものとする。

3 鷺宮ガス株式会社は供給区域内に設置する地震計情報、都市ガス設備の被害状況を久喜市に提供するものとする。

### (連絡体制)

第3条 久喜市及び鷺宮ガス株式会社は前条の情報共有のための連絡体制を確立し、具体的内容は久喜市及び鷺宮ガス株式会社の両方で協議のうえ決定するものとする。

### (相互協力)

第4条 久喜市及び鷺宮ガス株式会社は、相互に協力を要すると判断した場合は、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

(1) 災害時において、指定避難所等への都市ガス供給、および復旧工事など応急対応の必要があるときは、久喜市は鷺宮ガス株式会社に出動を要請することができるものとする。

(2) 鷺宮ガス株式会社は、前号の規定により久喜市から要請を受けたときは、指定避難所等への都市ガス供給等の優先供給について積極的に協力するものとする。

(3) 久喜市は、鷺宮ガス株式会社の災害復旧のための道路掘削における占用等に協力するものとする。

### (応急対応の体制)

第5条 鷺宮ガス株式会社は、応急対応を円滑に実施するため、あらかじめ出動体制を整えておかなければならない。

(災害時における敷地及び施設の提供)

第6条 鷺宮ガス株式会社は、災害時の復旧活動に必要となる資機材の集積所として、久喜市が管理する公園等の敷地及び久喜市の所有する施設について、提供を受けることができるものとする。

(経費負担)

第7条 久喜市の要請に基づき、鷺宮ガス株式会社が実施した応急対応等に要した経費は、久喜市及び鷺宮ガス株式会社協議のうえ決定するものとする。

(平常時の連携)

第8条 久喜市及び鷺宮ガス株式会社は、平常時より連携し、情報共有体制の構築を図るものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の1ヶ月前までに、久喜市及び鷺宮ガス株式会社いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、久喜市及び鷺宮ガス株式会社が協議して定めるものとする。この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、久喜市及び鷺宮ガス株式会社双方署名のうえ、各自1通を保管する。

令和4年10月31日

埼玉県久喜市下早見 85-3  
久 喜 市  
久 喜 市 長

埼玉県久喜市上内 1005  
鷺宮ガス株式会社  
代表取締役社長